



公益社団法人日本写真家協会(JPS) 公益社団法人日本広告写真家協会(APA) 一般社団法人日本写真文化協会(文協) 日本肖像写真家協会(日肖写) 一般社団法人日本写真作家協会(JPA) 全日本写真連盟(全日写連) 一般社団法人日本スポーツブレス協会(AJPS) 日本自然科学写真協会(SSP) 日本風景写真協会(JNP) 公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■10団体



「森の女神」 写真:佐藤 晃

CONTENTS

- P2 「著作権セミナー」レポート
- P3 第10期定時社員総会報告
- P4 スペシャルレポート 動画と静止画の著作権(最終回)
- P6 シリーズ著作権解説
- P7 一問一答

-般社団法人 日本写真著作権協会

www.jpca.gr.jp



JPCA共催事業報告

東京、名古屋、京都3都市でのセミナー 「写真の著作権がわかれば肖像権なんか怖くない」

写真愛好家が一番聞きたい、知りたいことに挙げて いるのが写真を撮る際の「肖像権 |と「著作権 |の問題 である。これらについてのセミナーを、2018第43回JPS 展記念講演会で日本写真著作権協会(JPCA)の共催 事業として、「写真の著作権がわかれば肖像権なんか怖 くない」のタイトルで、東京、名古屋、京都の3都市で行っ た(別表)。

各会場とも200名を越す参加があり、関心の高さを 改めて感じた。昨今、SNS やスマホの普及により、写真 を撮る側と撮られる側の権利やマナーについて話題に なることが増えてきている。一部の「撮り鉄」による迷惑 行為や「インスタ映え」するようにとの思いが先走り人に 迷惑をかけたりすることなど、ルールとマナーが問題に なる事柄から、被写体の肖像権、撮影者の著作権まで、 著作権全般の知識向上を促す講演会となった。

講師には、写真を撮る側より写真家の加藤雅昭氏 (IPCA理事、IPS会員)、写真を使う側より佐々木広人 氏(アサヒカメラ編集長)、法律側より弁護士近藤美智 子氏(虎ノ門総合法律事務所)の3名を迎えた。

第一部、近藤弁護士による「著作物と肖像権、プライ バシー権」については、著作物の種類、著作者人格権と

著作権、著作者と著作権者、制限規定、保護期間など 著作権の基礎的なことを述べてもらった。

肖像権については、「肖像権とは何か | に続き、「和歌 山カレー事件」を事案に取り挙げ、肖像権の判断基準な ど、法律家ならではの説明があった。プライバシー権に ついては、「中田英寿事件 |を事案として、公的存在とプ ライバシーについて、判決に基づいた判断基準や見解 を具体的に分かりやすく述べた。

第二部は、「フォトコンテストの応募要項の問題点」と 「状況別に考えるスナップ写真 | 実践ガイドについて講 師3人によるパネルディスカション方式で行った。

「フォトコンテストの応募要項の問題点」については JPS展の応募要項に基づいて加藤氏から説明があっ た。応募要項は主催者側と応募者側間の契約書である ということを述べ、特に応募作品の著作権帰属先につ いては応募者(撮影者)に著作権が帰属しているという 記述を確かめること、さらに被写体の肖像権の許諾を 取ることなどの注意を喚起した。

「状況別に考えるスナップ写真 | 実践ガイドは、投影 した実例写真を見ながら、撮影時に注意したい肖像権 のポイント、発表時に意識しておきたい著作権のポイン

> トなどを実践的かつ具体的に論じた内容で あった。

肖像権については、写真ではパブリシティ 権、プライバシー権などが撮影時の状況や 被写体(一般人か有名人)によって権利の扱 いが変わってくること、「目線のある・なし」、 「背景との関係で写真の大きさの何%くらい に人が写っているか」、「撮影場所」などの要 素が関係することが、実例写真を示しながら 解説された。

人物撮影では相手への配慮も考慮しなけ ればいけないという指摘や、「ルールとマナー」



写真: 谷泰宏 HJPI320100003131

についてのSNSやインスタグラムなどで実際に起 こった話題を取り入れた解説など、参加者も一緒 になって考える雰囲気の講演会であった。

質疑応答では、実際にフォトコンテストを主催す る予定の関係者が、自身の知識では著作権の帰 属先が主催者と思っていたのに、撮影者であるこ とを知り戸惑いを隠しきれない様子であった。

お祭りでの撮影で神輿を担いでいる一人を大 きく撮った場合と大勢を撮った場合とで、コンテス トなどに応募する際に許諾の必要性はどうかわる かなどの質問があった。

3会場に参加した約650名からのアンケートの 回収率は30%、回答率は90%で、「面白かった」「勉強に なった」「また開催してほしい」の回答が多かった。

記:足立 寬



写真: 谷泰宏 HJPI320100003131

このセミナーが行われた会場

- •5月19日(土)東京都写真美術館ホール
- •6月23日(土)名城大学ナゴヤドーム前キャンパスDSホール
- •7月14日(土)京都市国際交流会館イベントホール

一般社団法人 日本写真著作権協会(JPCA) 平成30年度 第10期定時社員総会

平成30年9月21日に半蔵門JCIIビル603会議室に おいて、平成30年度第10期定時社員総会が開催され ました。各正会員団体より就任した理事、監事、委員が 出席する中、昨年度の事業並びに決算報告がなされ、 承認可決されました。続いて本年度の事業計画案と予 算案の審議に移り、詳細の説明の後、承認可決されま した。また本年度は理事、監事の変更がなく、確認の後、 承認されました。つぎに本年度の重点事業が提示され、 その概要は以下の通りです。

- 教育に関する著作権法改正に伴って予定されている 補償金管理協会(仮称)に参加して権利者への新し い補償金還元システムの構築に取り組む。この制度 の確立によって、円滑な流通を実現するための施策 実施と体制整備を目指す。
- IPCAを写真分野における中心的な組織と位置付 け、事務局の拡充と整備を進め、より広範な事業を実 行可能とする体制の構築を行う。この体制整備は、 補償金分配や共通目的事業の促進のために不可欠

なものである。

• 日本写真保存センターの実務 的な稼動に向けて、財務的な維 持基盤をJPCAが担うとともに、 運営についても参加する。 以上が審議の後、承認可決され ました。

記:堀切保郎



写真:加藤雅昭 HJPI320100000400

SPECIAL REPORT 6

動画と静止画の著作権(最終回) 動画と静止画のボーダーレス化にどう対処するか

JPCA NEWSでは、Vol.12~14、16、17の5回にわたって「動画と静止画の著作権」と題して、カメラ技術、撮影現場、法律の面から、動画と静止画の著作権にまつわる話題を取り上げてきた。今回はまとめとして、取材に携わった編集委員が、取材を通して感じたことなどを振り返った。

■ カメラの進歩に伴う動画と静止画の ボーダーレス化

――本連載の第1回(Vol.12)では、キヤノンの技術者に一眼レフの動画撮影機能開発に関して話を伺いました。

「一眼レフに動画撮影機能が付いたのは、天体用一 眼レフでピント合わせのためのライブビュー機能を開発 した際、ライブビューを録画すれば動画機能になり、付 加価値も高まるということからでした。出してみると従来 の動画撮影機より小型で安価、しかも画質が良いという ことで映画界でも使われ、その後どんどん発展していっ たという経緯には少し驚きました」

――今年に入ってからニコン、キヤノンが相次いでプロ 向けミラーレス一眼を発表しました。ともに動画撮影機 能の向上をうたっており、プロの世界でも動画・静止画 の境目がなくなっていきそうです。

「最近は天体写真を中心に、一定間隔で撮影した静 止画を動画として再生するタイムラプス動画が一般化 しています」

「写真をモニターで見るようになって、表示にもいろいろな手法が使えるようになり、そういう意味でも動画と静止画の区別がつかなくなっています」

「タイムラプス動画の一方で、4Kや8K動画から静止 画を1枚切り出すことも行われるようになり、静止画と動 画の境界が両側から切り崩されています」

「これはタイムラプスの1枚と動画の1コマで何が違うかという問題に置き換えてもよいかもしれません。少なくともシャッターチャンスに関しては写真家の意思を反映

していません」

「写真は一瞬を切り取ることができ、いろいろな媒体に使えるということで発展してきました。そして写真家は1枚の写真で何を表現できるかに注力してきました。もちろん動画もモニターを通して何かを伝えることはできますが、再生には時間がかかります。一瞬を切り取ることがどういう意味を持つのか、1枚の写真がどんな価値をもつかのを考えたうえで、シャッターを押して撮った静止画と動画から抜き出した1枚で何が違うのかを考えなければいけないと思います」

――キャノンの方は、8K動画時代に入ると「動画の撮り方自体が変わって」、「動画と静止画が融合した新しい文化が出てくる」と話されていました。

「今度の東京オリンピックのときは静止画も動画から の切り出しが主になるかもしれません」

「そうなると動画から切り出した1枚を選ぶ目が重要 になります!

■ 現場での動画と静止画の使い分け

――第2回(Vol.13)では、スポーツ写真を撮られている小林洋さんが、映画用カメラを使った分解写真の撮影は1970年代から盛んに行われており、現在は「たまたま動画と静止画という便利な機能を使い分ける時代になった」と指摘されました。

「その当時は単に便利だから映画用カメラを使っていただけで、動画とか静止画とかの区別は意識しなかったのではないでしょうか」

「現在は高性能なカメラがすぐ手に入り、誰でも分解

写真が撮れます。その結果として、動画と静止画の違 い、すなわち写真とは何かという問題になってきたので はないでしょうか」

「ものを食べるシーンは、静止画だと絵になりにくいの ですが、動画なら一連の流れがあるので、おいしそうに 見えますし

「同じものを撮っても、写真家は1枚で勝負しなければ ならないので1枚の表現を大事にします。しかし動画は 一過性なので、細部にはこだわらないである時間の画 像の流れを重視する傾向があるように感じます」

---第3回(Vol.14)では水中写真家の中村征夫さん が、テレビ局から動画を依頼された際、「機材とお金は出 すので著作権は全てテレビ局側にある」と言われたが、 交渉して50:50にしたと話されました。

「静止画の著作権は撮影者にありますが、動画になる と必ずしもそうならないのは、プロにとっては重要な問題 です。しかしアマチュアの場合はどうでしょうか」

「アマチュアの人はプロと違って依頼されて撮影する わけではないので、静止画も動画も撮った人に著作権 があるということを知ってほしいと思います」

――2人のベテラン写真家は、写真家としての大切な 心構えも示されました。小林洋さんは「自分が撮影をコ ントロールしているという意識がないと絶対にだめ」「10 人いれば10人全員違っているところを狙っているし、違 うところを表現しようとしているという視点をしっかり持 つ」とアドバイスをしてくれました。中村征夫さんには「ワ ンカットいいものが撮れたからといってすぐさまSNSで発 表するのではなく、その周りも取材して膨らませていく 「写真家として生き残るためには、その作品が欲しいと 言われるように取り組んでいくことが大切 |と発表戦略 を示していただきました。

写真の権利を守るためにも契約が大事

---第4回と5回(Vol.16、17)では著作権に詳しい桑 野雄一郎弁護士に話を伺いました。法律が制定された 1971年当時には境目がはっきりしていた写真と映画で すが、技術の進歩によって写真と映画の境目がなくなる ボーダーレス化が進んでいるといいます。

「著作権法自体が社会の変化に合わなくなっている

のは事実です。法律の立て付けがおかしいということを 言わなくてはいけないと思います |

――映画の著作権は、多額の費用をかけて制作される 映画の権利を保護するために制定されたのですが、「映 画の権利が膨らみすぎて、隣り合わせの位置にいる写 真と映画の権利がドラスティックに変わってしまうのは 問題である」と桑野さんは指摘されました。また「写真が 最終目的である限り、撮影した動画ファイルは絶対渡さ ず、写真の画像ファイルとして納品する」という実務的 なやり方を提示していただきました。

「今後は、納品するデータは編集済みをわたすように したほうがいいですねし

---桑野さんは「こと動画になると、著作権法は写真家 を守ってくれない。撮影者に権利があることを明確にす るためには、契約書を交わすことが必要 で、「納品した 成果物の著作権は撮影者にある | などと明記すること が重要とアドバイスされました。

「写真家は契約が大事ということを再認識しないとい けないと思いますし

「契約書を交わさない場合でも、見積書か納品書に 特記事項として、動画の著作権は自分にあるとか、自分 の条件を書いたほうがいいですね|

「著作者人格権を放棄してくれと書いてあっても、 メールで放棄する意思はないと伝えるだけでもよいの ですし

「動画でも製作者は自分であることを書いて、あとか ら交渉すればよいのです。交渉や紙のやり取りを億劫が らないことです |

写真の著作権は撮影者にあるが、映画の著作権は 撮影者でなく、製作者にある。では静止画を集めたタイ ムラプス動画や動画の1コマを取り出した静止画の著 作権は誰が持つのか。その答えを探るために企画した のが本連載だが、問題点を浮かび上がらせるとともに、 対処法も示せたのではないだろうか。社会の変化に伴 い、著作権に関する新しい問題が必ず出てくる。今後も それらを取り上げていきたい。

(出席者:阿古慎一郎、足立 寬、岡野一之、加藤雅昭、 田井宏和、棚井文雄、堀切保郎)

シリーズ著作権解説 ②公衆送信権と送信可能化権

2018年10月5日、京都府警は野球中継を無断配信したとして ブログ運営の男を著作権法違反(公衆送信権の侵害)の疑いで逮捕したという事件が報じられました。 逮捕容疑は「神戸のローカル局で中継した阪神戦を、パソコンを経由して 動画投稿サイトYouTubeで無断でライブ配信した」というものでした。

上記事件の容疑は「公衆送信権侵害」ということですが、この「公衆送信権」って、そもそも、どのような権利なのでしょうか? また、似たような「送信可能化権」という権利も耳にしますが、その違いはどのようなものなのでしょうか?

公衆送信権とは?

著作権法では著作権に含まれる権利の種類として、複製権、上演権・演奏権、上映権に続いて「公衆送信権」が定義されています(第23条)。

公衆送信権を簡単に説明すると、写真や文章、イラストなどの著作物を放送や有線放送、インターネットなどのメディアで送信するには、メディアを問わず、著作者の許諾が必要になり、著作物のデータをインターネットサーバーにアップロードすることも著作者の許諾が必要、というものです。

著作者に無断でアップロードした場合には、たとえ一度もアクセスがなかった場合でも、閲覧可能な状態にあるため、公衆送信権侵害となります。

「公衆送信権」は、インターネットの急激な普及を受け、 1997年(平成9年)の著作権法改正の際に、著作物をあらゆるメディアを通じて送信することを著作者に専有させる権利として導入されました。

送信可能化権

しかしながら、インターネットでの利用では実際に著作物のデータが送信されるのは閲覧者からのリクエストがあった場合に限られるため、実際に侵害行為が起こった場合でも違法送信行為を立証することが困難であることが考えられます。そこで、導入されたのが「送信可能化権」で、送信可能な状態であること……つまりはネットワークサーバー等に著作物がアップロードされていることを確認できれば、違法送信行為を立証することなく公衆送信権侵害を主張できるようになりました。

イントラネットでの利用は?

写真家がポジフィルムの所有権をめぐって大手出版社と 争った裁判(2007年)の中で、原告側は被告出版社が許諾な く原告の写真をデジタル化し社内のサーバーに蓄積、1000名 に近い社員が閲覧できる状態にあったことから、「複製権のみ ならず送信可能化権をも侵害するもの」と主張し、イントラネット(プライベートネットワーク)上での著作物の利用や「公衆」の 定義の判断が注目されていました。しかし、被告側がサーバー に保存したとの主張を、外付ハードディスクに保存と証言を変 更したため、送信可能化権侵害についての判断は見送られて います。

ただ、翌年の「社会保険庁LANシステム事件」判決(東京

地裁2008年 平成20)では、職員が電子化した新聞や雑誌記事を同一構内にない事業所で閲覧可能な庁内の掲示板にアップロードした行為は公衆送信権の侵害にあたると判断されています。

資料として著作物をイントラネットで共有 する場合であっても、公衆送信権や送信可 能化権の侵害の可能性がありますので、細 心の注意が必要です。

記:加藤雅昭

インターネット・サーバー (自動公衆送信装置) (自動公衆送信装置) (自動公衆送信装置) (自動公衆送信装置) (自動公衆送信装置) (日本のでは、1000年) (日本のでは、1000

公衆送信権侵害

送信可能化権侵害

著作権法 第23条(公衆送信権等)

- 1. 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動 公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。) を行う権利を専有する。
- 2. 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置 を用いて公に伝達する権利を専有する。 (昭61法64・見出し1項2項一部改正、平9法86・ 見出し全改1項2項一部改正)

使用アイコン

https://sozai.cman.jp/ http://icooon-mono.com/



いつもJPCA Newsを拝見しています。私は地方 でフリーのカメラマンをしている者ですが、私の周 りでも著作権や肖像権トラブルの話題を耳にするこ とが多くなりました。

写真の著作権は日本写真著作権協会(JPCA)の 会員にならないと守っていただけないのでしょうか? また、JPCAに入会するにはどうしたらよいので しょうか?

JPCAからの解答

全国から様々なお問い合わせをいただいていますが、このようなご質問も多数いただいて います。

著作権法では、著作物は創作された時点から保護の対象となると定められています。これ は著作権を有するには登録など、何の手続きもする必要がないということを示しています。 (これを「無方式主義 |といいます)。

したがって、著作権を得るために、ご自分の写真作品をどこかに登録する必要はありません し、団体に加入していないと著作権が守られないということもありません。

また、IPCAは「写真著作権者を擁する本会社員のため、写真著作権全般に対処し、技術 発展に伴なう著作権環境の調査研究を行うことにより、わが国の著作権の啓発・普及を通じ て、産業・社会・文化の発展に寄与することを目的とする」ために、日本写真家協会や日本広 告写真家協会などのプロアマを含めた10団体が会員となって組織を構成し、構成団体に所 属する職業写真家から著作物の権利の信託を受け、その使用料をもとに公的な事業を行っ ています。現在、個人の方が会員になることはできません。

上記の設立目的から、IPCAでは一般の方々からの著作権に関するご質問やご相談を受 けておりますが、具体的な個々のトラブル解決を直接、お手伝いすることは行っておりません。 ただ、知的財産を専門とする弁護士等に関してのご紹介は可能ですので、その際にはお問い 合わせください。

上記のことから、訴訟を伴う具体的なトラブルに関するご相談は法テラスなどの公的機関 のご利用をお勧めいたします。また、最近は弁護士会が紛争解決センターを設置している場 合もありますので、ご利用されることも一案です。 記:岡野一之

日本弁護士連合会 紛争解決センター(ADR) https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/

日本カメラ博物館特別展

フィルムカメラ展

2019年3月10日(日)まで 東京都千代田区一番町25番地 JCII一番ビル Tel:03-3263-7110





日本カメラ博物館 JCIIライブラリー収蔵資料展

日本のカメラショー60年

2018年11月27日(火)~12月25日(火)まで JCIIビル地下1階「JCIIクラブ25」



写真家に 知っておいていただきたい 著作権のこと。

あなたが写真を撮った時に、 写真の著作権はあなたの財産となります。 そのためにはなんの登録も必要としません。

あなたの写真は、著作権というとても**強い権利**で、 あなたの死後も50年間にわたって守られますが、 著作権を**譲渡する契約**によって撮影された写真は、 その権利を失い、回復することは困難です。

> 写真家はでき得る限り、 「写真の著作権を保持するべきだ」 と私たちは考えています。

一般社団法人

日本写真著作権協会 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCII ビル 3 階 Mail: info@jpca.gr.jp

写真著作権を大切に。

[正会員団体] 公益社団法人日本写真家協会/公益社団法人日本広告写真家協会/一般社団法人日本写真文化協会/日本肖像写真家協会/一般社団法人日本写真作家協会 全日本写真連盟/一般社団法人日本スポーツプレス協会/日本自然科学写真協会/日本風景写真協会/公益社団法人日本写真協会(以上、10団体)

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。

www.jpca.gr.jp



発 行 一般社団法人日本写真著作権協会 発行人 田沼 武能

URL: www.jpca.gr.jp

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25JCII ビル 304 TEL: 03-3221-6655 FAX: 03-6380-8233

発行所 (株)博秀工芸 http://www.hakushu-arts.co.jp

表紙の写真「森の女神」

コメント: 白いエゾリスは遺伝子の突然変異などで先天的にメラニン 色素が薄いため白色になり、これを(アルビノ)と呼びます。 神秘的で神々しく見えてしまいますが、自然界では目立ち過ぎ る事から生存が難しいとも言われています。